



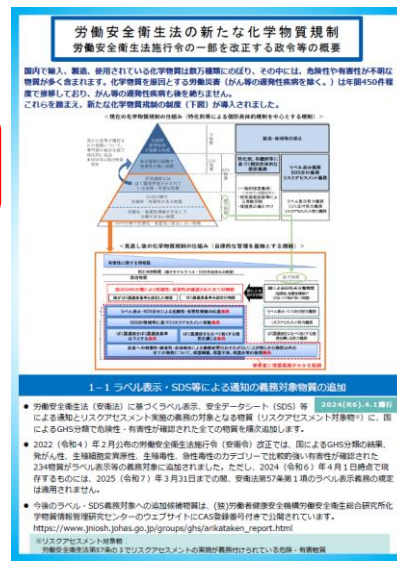
改正予定の化学物質規制について (説明の内容です)

(1) 厚生労働省リーフレットに沿った説明

厚生労働省リーフレットの順番に沿って、
基本的な内容を説明します。

令和5年1月5日現在、
公表されている内容です

改正が多岐にわたるため、事業場にとって
重要なポイントを中心に説明します。



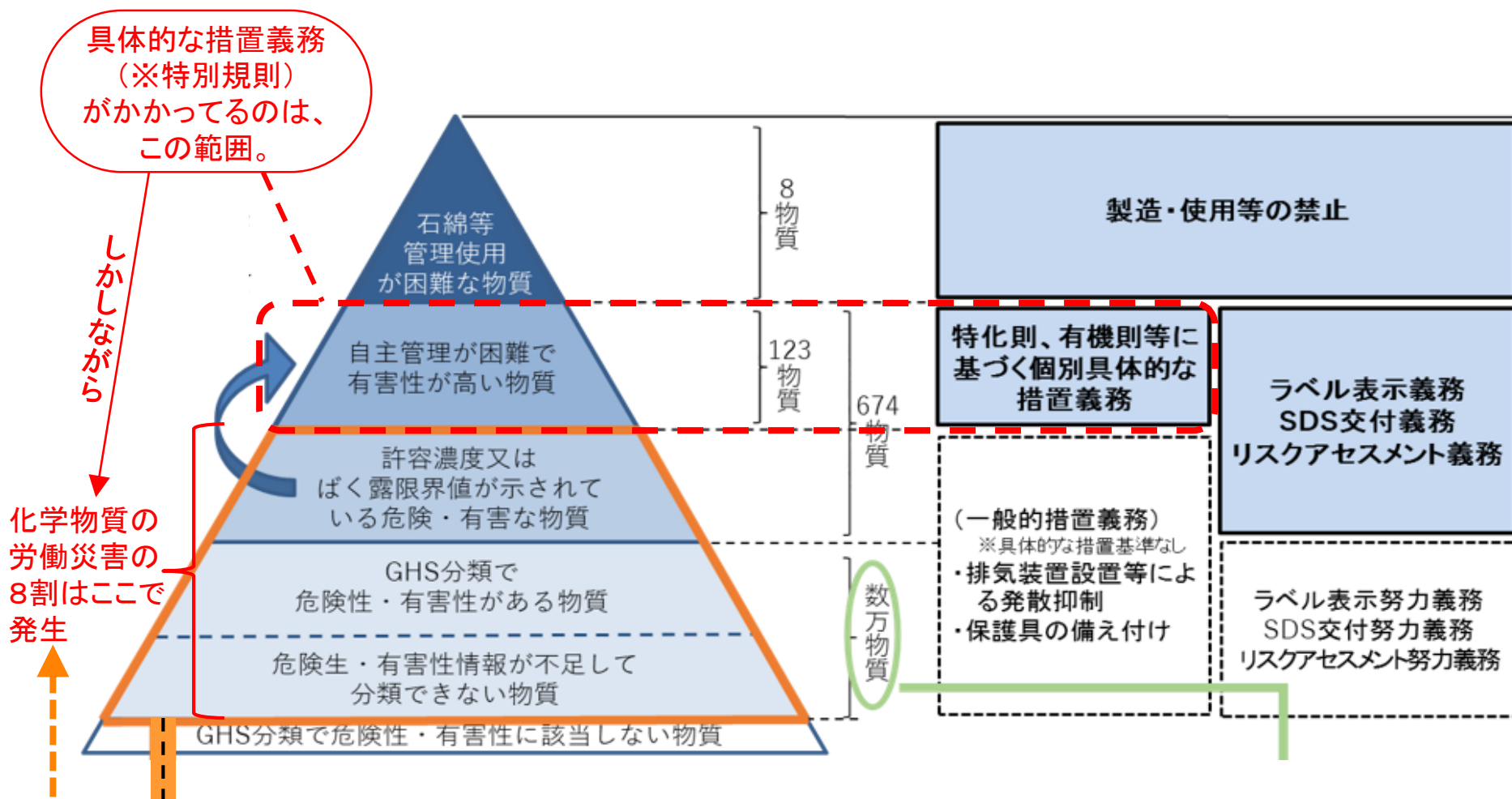
(2) 配布資料の注釈について

配布資料に、根拠条文、改正の背景、厚生労働省通達
(解釈)を記しています。環境を良くするための進め方等、
より理解を深めていただければと思います。



現在の 化学物質規制

(特化則等による個別具体的規制を中心とする規制)



大阪の胆管がん(ジクロロプロパン)、福井の膀胱がん(オルトートルイジン)も当時はココ



これまでの、規制の後追い事例 (過去の「規則改正リーフレット」の一部抜粋)

特定化学物質障害予防規則等を改正しました

大阪の会社で、胆管がん(9人が死亡する労災)が10年前にありその後、規制が強化。

1,2-ジクロロプロパンについて
健康障害防止措置が義務づけられます

改正政省令は、平成25年10月1日から施行・適用します。
(一部には経過措置があります)

特定化学物質障害予防規則など改正のお知らせ

福井県で、膀胱がん。
7人が労災と認定され、
その後、規制が強化。

**オルトートルイジン
三酸化ニアンチモン**

について健康障害防止措置が義務づけられました

経皮吸収による健康障害のおそれのある物質
について対策が強化されました

施行日：平成29年1月1日（オルトートルイジン、経皮吸収防止対策）

平成29年6月1日（三酸化ニアンチモン）

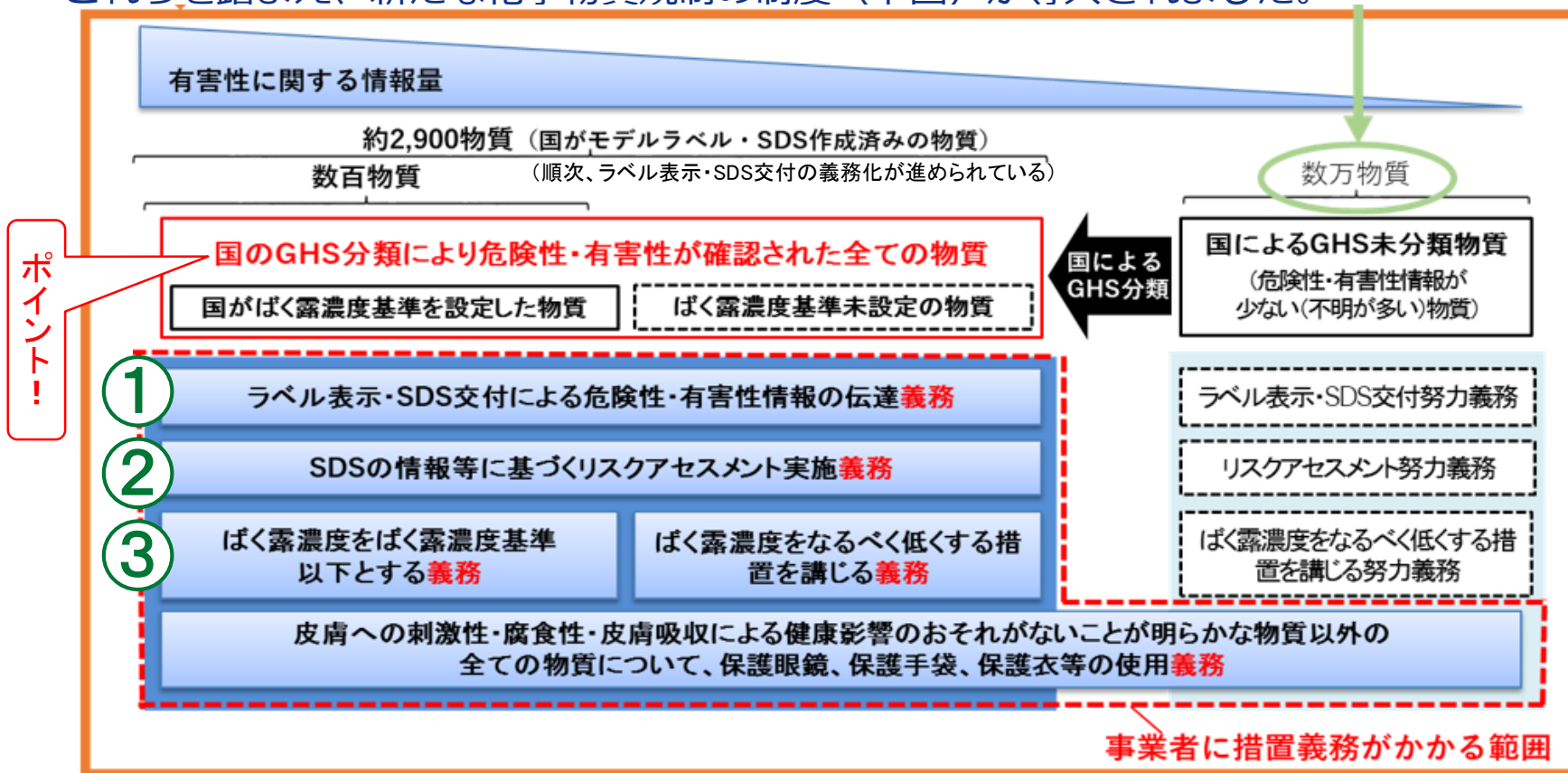
※いずれも一部に経過措置があります

★このような事後の対策でなく、欧米のようなリスク
管理、自律的な管理に移行する動きとなっています。



見直し後の化学物質規制の仕組み (自律的な管理を基軸とする規制)

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。化学物質を原因とする労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）は年間450件程度で推移しており、がん等の遅発性疾病も後を絶ちません。これらを踏まえ、新たな化学物質規制の制度（下図）が導入されました。





1-1 ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質の追加

2024(R6).4.1施行 (安衛法57条①、安衛法57条の2①、施行令別表第9)

- 労働安全衛生法（安衛法）に基づくラベル表示、安全データシート（SDS）等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物※）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。

ラベル



ラベルにより、化学品の危険有害性情報や適切な取扱い方法を伝達

SDS(安全データシート)



事業者間の取引時にSDSを提供し、化学品の危険有害性や適切な取扱い方法等を伝達

※リスクアセスメント対象物：労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

(令和4.7現在)674物質 → (令和6.4～)903物質

(674 + 234 - 5 = 903)



1-1 ラベル表示・SDS等による 通知の義務対象物質の追加



2024(R6).4.1施行 (安衛法57条①、安衛法57条の2①、施行令別表第9)

- 2022（令和4）年2月公布の労働安全衛生法施行令（安衛令）改正では、国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性のカテゴリーで比較的強い有害性が確認された234物質がラベル表示等の義務対象に追加されました。

ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

（厚生労働省通達の抜粋）今般の改正に伴い、234物質が令別表第9に追加されるが、（中間略）削除される物質もあるため、改正後の表示及び通知対象物の数は903物質となる。

$$(674 + 234 - 5 = 903)$$

改正前

674物質



改正後（順次追加後）

国がGHS分類済 約2900物質
+ 以降新たに分類する物質

ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、**国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加**します。

R4年2月改正・R6年4月施行

発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性のカテゴリーで区分1に分類された**234物質**が義務対象に追加。

R4年度中改正・R7年4月施行予定

左記以外のカテゴリーで区分1に分類された**約700物質**を義務対象に追加予定。

R5年度中改正・R8年4月施行予定

健康有害性のカテゴリーで区分2以下又は物理化学的危険性の区分に分類された**約850物質**を義務対象に追加予定。

- 今後のラベル・SDS義務対象への追加候補物質は、(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターのウェブサイトにはCAS登録番号付きで公開されています。https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html



1-2 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務

(1)労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置①

2023(R5).4.1施行 (安衛則577条の2① 令和5年3月までは法57条の3②により努力義務)

① 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を、以下の方法等で最小限度にしなければなりません。

最小限度の基準はないが、RAの結果を踏まえて可能な限り最小限に抑えること。

- 高
優先順位
低
- i 代替物等を使用する
 - ii 発散源を密閉する設備、局所排気装置
または全体換気装置を設置し、稼働する
 - iii 作業の方法を改善する
 - iv 有効な呼吸用保護具を使用する



実施時期と手法等：(厚生労働省通達の抜粋)「リスクアセスメント」とは、法第57条の3第1項の規定により行われるリスクアセスメントをいうものであり、安衛則第34条の2の7第1項に定める時期において、化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針(平成27年9月18日付け危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号)に従って実施すること。

ただし、事業者は、化学物質のばく露を最低限に抑制する必要があることから、同項のリスクアセスメント実施時期に該当しない場合であっても、ばく露状況に変化がないことを確認するため、過去の化学物質の測定結果に応じた適当な頻度で、測定等を実施することが望ましい。



リスク低減措置①～④の具体的な事例

死亡、後遺障害または重篤な疾病のおそれのあるリスクに対しては、暫定的措置を直ちに実施してください。

リスク低減措置の実施後に、改めてリスクを見積もるとよいでしょう。

リスク低減措置の実施には、例えば次のようなものがあります。

① 危険有害性の高い物質から低い物質に変更する。

物質を代替する場合には、その代替物の危険有害性が低いことを、GHS区分やばく露限界値などをもとに、しっかり確認します。

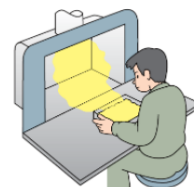
確認できない場合には、代替すべきではありません。危険有害性が明らかな物質でも、適切に管理して使用することが大切です。

◆ 温度や圧力などの運転条件を変えて発散量を減らす。

◆ 化学物質などの形状を、粉から粒に変更して取り扱う。



代替物質
の使用



換気装置等を
設置し稼働

② 衛生工学的対策として、蓋のない容器に蓋をつける、容器を密閉する、局所排気装置のフード形状を囲い込み型に改良する、作業場所に拡散防止のためのパーテーション（間仕切り、ビニールカーテンなど）を付ける。

◆ 全体換気により作業場全体の気中濃度を下げる。

③ 発散の少ない作業手順に見直す、作業手順書、立入禁止場所などを守るための教育を実施する。

④ 防毒マスクや防じんマスクを使用する。

使用期限（破過など）、保管方法に注意が必要



作業方法
の改善



有効な呼吸用
保護具の使用



化学物質のリスクアセスメントは、 平成28年～義務化（業種・規模要件なし）

<リスクアセスメントとは>

化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することをいいます。

リスクアセスメント：作業と危険源との関わりを調査し、リスクを低減する(できる)ことと残留リスクを整理する。

<対象となる事業場は>

業種、事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行うすべての事業場が対象となります。

作業工程が密閉化、自動化され、ばく露の危険がなくても含まれる。

(厚生労働省通達の抜粋)「リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う」には、例えば、リスクアセスメント対象物を取り扱う作業工程が密閉化、自動化等されていることにより、労働者が当該物にばく露するおそれがない場合であっても、リスクアセスメント対象物を取り扱う作業が存在する以上、含まれること。ただし、一般消費者の生活の用に供される製品はリスクアセスメントの対象から除かれているため、それらの製品のみを取り扱う事業場は含まれないこと。

また、密閉された状態の製品を保管するだけで容器の開閉等を行わない場合や、火災や震災後の復旧、事故等が生じた場合の対応等、応急対策のためにのみ臨時的にリスクアセスメント対象物を取り扱うような場合は、「リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う」には含まれないこと。

密閉された状態の製品の保管のみ
(開閉しない場合)は、含まれない。



化学物質のリスクアセスメントは いつ、実施義務がある？

(安衛則34条の2の7)

＜法律上の実施義務＞

- 1.対象物を原材料などとして**新規に採用**したり、**変更したり**するとき
- 2.対象物を製造し、または取り扱う業務の**作業の方法や作業手順を新規に採用したり変更したり**するとき
- 3.前の2つに掲げるもののほか、対象物による**危険性または有害性などについて変化が生じたり、生じるおそれがあったり**するとき

※新たな危険有害性の情報が、SDSなどにより提供された場合など

＜指針による努力義務＞

- 1.労働災害発生時

※過去のリスクアセスメント（RA）に問題があるとき

- 2.過去のRA実施以降、機械設備などの経年劣化、労働者の知識経験などリスクの状況に変化があったとき

- 3.**過去にRAを実施したことがないとき**

※施行日前から取り扱っている物質を、施行日前と同様の作業方法で取り扱う場合で、過去にRAを実施したことがない、または実施結果が確認できない場合



リスクの見積もり (いろいろな方法 その1)

リスクアセスメントは、対象物を製造し、または取り扱う業務ごとに、次のア～ウのいずれかの方法またはこれらの方法の併用によって行います。(※ 危険性についてはアとウに限る。有害性についてはイを推奨。)

ア. 対象物が労働者に**危険を及ぼし、または健康障害を生ずるおそれの程度（発生可能性）**と、**危険または健康障害の程度（重篤度）**を考慮する方法

具体的には以下のような方法があります。

具体的な手法は、厚生労働省の資料等を参考にしてください

マトリクス法	発生可能性と重篤度を相対的に尺度化し、それらを縦軸と横軸とし、あらかじめ発生可能性と重篤度に応じてリスクが割り付けられた表を使用してリスクを見積もる方法
数値化法	発生可能性と重篤度を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを加算または乗算などしてリスクを見積もる方法
枝分かれ図を用いた方法	発生可能性と重篤度を段階的に分岐していくことによりリスクを見積もる方法
コントロール・バンディング	化学物質リスク簡易評価法（コントロール・バンディング） などを用いてリスクを見積もる方法
災害のシナリオから見積もる方法	化学プラントなどの化学反応のプロセスなどによる災害のシナリオを仮定して、その事象の発生可能性と重篤度を考慮する方法



リスクの見積もり (いろいろな方法 その2)

濃度基準値設定
物質(次ページ)
に関係する

イ. 労働者が対象物にさらされる程度(ばく露濃度など)とこの対象物の有害性の程度を考慮する方法

具体的には以下のような方法があります。このうち実測値による方法が望ましいです。

実測値による方法	対象の業務について作業環境測定などによって測定した作業場所における化学物質などの 気中濃度 などを、その化学物質などの ばく露限界 (日本産業衛生学会の許容濃度、米国産業衛生専門家会議(ACGIH)のTLV-TWAなど)と 比較する方法
使用量などから推定する方法	数理モデル を用いて対象の業務の作業を行う労働者の周辺の化学物質などの 気中濃度を推定 し、その化学物質の ばく露限界と比較する方法
あらかじめ尺度化した表を使用する方法	対象の化学物質などへの労働者の ばく露の程度 とこの化学物質などによる 有害性を相対的に尺度化 し、これらを縦軸と横軸とし、あらかじめばく露の程度と有害性の程度に応じて リスクが割り付けられた表 を使用して リスクを見積もる方法

クリエイトシンプルなど

ウ. その他、アまたはイに準じる方法

危険または健康障害を防止するための具体的な措置が労働安全衛生法関係法令の各条項に規定されている場合に、これらの規定を確認する方法などがあります。

- ①特別則(労働安全衛生法に基づく化学物質等に関する個別の規則)の対象物質(特定化学物質、有機溶剤など)については、特別則に定める具体的な措置の状況を確認する方法
- ②安衛令別表1に定める危険物および同等のGHS分類による危険性のある物質について、安衛則第四章などの規定を確認する方法



1-2 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務

(1)労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置②

2024(R6).4.1施行

(安衛則577条の2② 令和6年3月までは別の規定になっており要注意)

② リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることで労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として

別途、告示
で示される

厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、労働者がばく露される程度を厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度基準値）以下としなければなりません。

(厚生労働省通達の抜粋)「厚生労働大臣が定める濃度の基準」については、順次、大臣告示で決めていく予定であること。本規定の労働者のばく露の程度が濃度基準値以下であることを確認する方法には、次に掲げる方法が含まれること。この場合、これら確認の実施に当たっては、別途定める事項に留意する必要があること。

- ① 個人ばく露測定の測定値と濃度基準値を比較する方法、作業環境測定(C・D測定)の測定値と濃度基準値を比較する方法
- ② 作業環境測定(A・B測定)の第一評価値と第二評価値を濃度基準値と比較する方法
- ③ 厚生労働省が作成した CREATE-SIMPLE等の数理モデルによる推定ばく露濃度と濃度基準値と比較する等の方法

注：基準値を超えた場合の
確認測定など示される予定



個人ばく露測定

「厚生労働省 クリエイト シンプル」で検索
(支援ツールの活用)



CREATE-SIMPLE

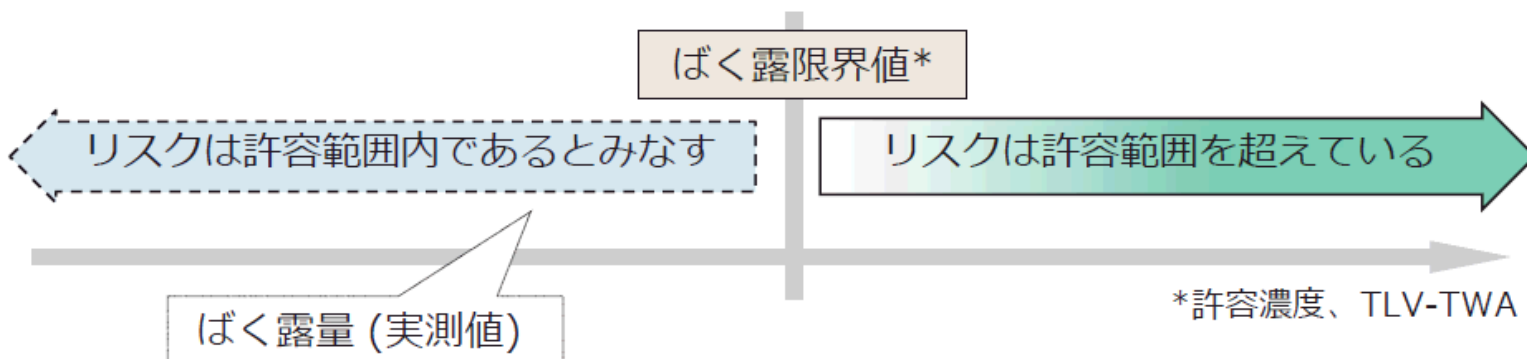
(後掲 1-8)濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等による健康診断を実施しなければなりません。



濃度基準値設定物質について 「実測値」と比較する方法

- ① 個人ばく露測定の実測値と濃度基準値を比較する方法、
作業環境測定(C・D測定)の実測値と濃度基準値を比較する方法
- ② 作業環境測定(A・B測定)の第一評価値と第二評価値を濃度基準値と比較する方法

実際に、化学物質などの気中濃度を測定し、ばく露限界値と比較する方法は、最も基本的な方法として推奨されます。



気中濃度の測定方法

- ◆作業環境測定
 - A・B測定
 - C・D測定 (個人サンプリング測定)
- ◆個人ばく露測定



滋賀県内の作業環境測定機関（一覧表） （滋賀労働局のホームページに掲載しています。）

作業環境測定機関 一覧表

滋賀労働局

令和 4年 11月 1日現在

登録番号	名 称	所 在 地	測定別表					個人サンプリング法
			1 粉じん 石綿	2 電離	3 特化	4 鉛 特化	5 有機	
25-2	株式会社 近畿分析センター	〒520-3024 栗東市小柿7丁目9-1 077-514-7088	●		●	●	●	●
3	三菱ケミカル株式会社 滋賀事業所	〒526-0023 長浜市三ッ矢町5-8 0749-65-5165	●		●	●	●	●
4	東洋紡株式会社 総合研究所 コーポレート研究所分析センター	〒520-0243 大津市堅田2-1-1 077-571-0046			●	●	●	
7	株式会社 日 吉	〒523-0806 近江八幡市北之庄町908 0748-32-5111	●		●	●	●	●
10	一般財団法人 滋賀保健研究センター	〒520-2304 野洲市永原上町664 077-587-3588	●		●	●	●	●
11	東レテクノ 株式会社	〒520-0842 大津市園山1-1-1 077-537-5188	●		●	●	●	
12	夏原工業 株式会社	〒522-0201 彦根市高宮町2688 0749-26-3272	●		●	●	●	●
15	労働衛生工学社 有限会社	〒520-0063 大津市横木2丁目25-15 077-523-5741	●		●		●	
16	株式会社 近畿エコサイエンス	〒520-0833 大津市晴嵐1-8-32 077-548-8251	●		●	●	●	●
17	びわこ環境サポート 有限会社	〒527-0024 東近江市札の辻1-6-2 0748-22-6162	●		●		●	
18	株式会社 テクノサイエンス	〒524-0102 守山市水保町2477番地 077-584-3003	●		●	●	●	
20	和信化学工業 株式会社【休止中】	〒529-1608 蒲生郡日野町大谷341-7 0748-53-1936					●	
21	クリタ分析センター株式会社 滋賀事業所	〒525-0072 草津市笠山7丁目4-52 077-567-2416	●		●		●	

現在、実施されている作業環境測定は、ほぼA・B測定。
C・D測定の対象物質は限られているが、今後増える。

（厚生労働省通達の抜粋）個人サンプリング法による作業環境測定は、評価基準に基づき測定値を統計的に処理した評価値と測定対象物質の管理濃度とを比較して作業場の管理区分の決定を行うものであり、いわゆる個人ばく露測定には該当しない。



作業環境測定



個人ばく露測定

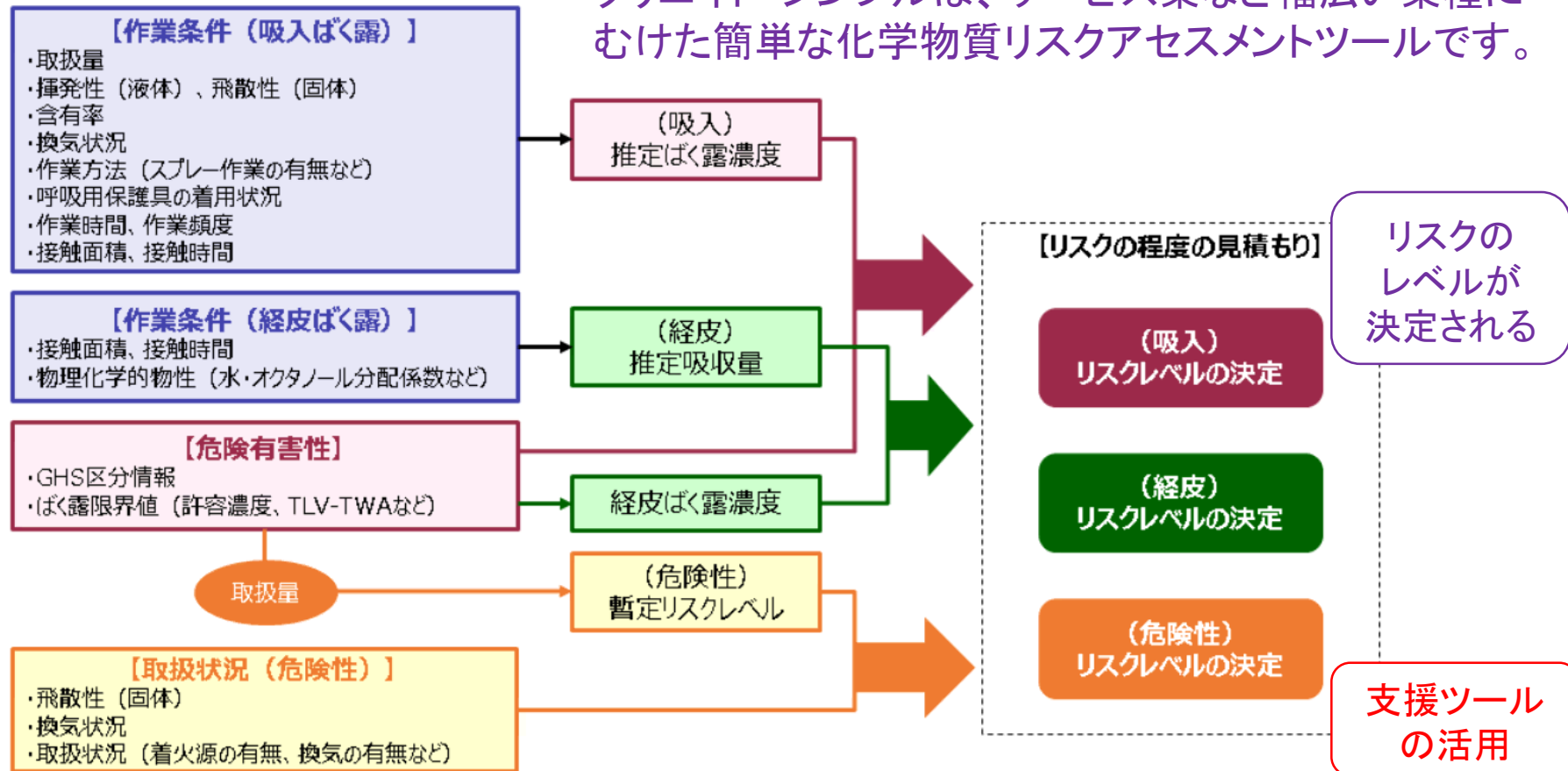
	個人サンプラー法による作業環境測定	個人ばく露測定
目的	場の評価・管理	個人のリスク評価・管理
サンプリング器具	個人サンプラー	個人サンプラー
サンプリング位置	呼吸域	呼吸域
測定時間	作業時間中	8時間または作業時間中
評価に用いる値	作業時間平均値	8時間平均値
基準値	管理濃度	ばく露限界値(8時間)



濃度基準値設定物質について 「推定ばく露濃度」と比較する方法

使用する化学物質、作業条件、取扱状況を入力

クリエイト・シンプルは、サービス業など幅広い業種にむけた簡単な化学物質リスクアセスメントツールです。



名称	マニュアル・参考	ツールへのリンク
CREATE-SIMPLE (クリエイト・シンプル)	・ マニュアル ・ 設計基準	・ CREATE-SIMPLE ver.2.4.2  (2022.5 更新)

1-2 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務

(2) (1)に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況についての 労働者の意見聴取、記録作成・保存

(1)①に関する部分 **2023(R5).4.1施行**

(安衛則577条の2⑩⑪ 令和6年3月までは②③)

(1)②に関する部分 **2024(R6).4.1施行**

(1)に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況について、労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存しなければなりません。

ただし、がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるもの（がん原性物質）は30年間保存です。



← 安全衛生委員会など
労働者数が50人未満の事業者など、委員会を設けるべき事業者以外の事業者は、安全又は衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けるようにしなければなりません。
(安衛則第23条の2)

対象は、RA対象物のうち
発がん性区分1に該当する
もの(令和4年12月26日告示)

努力義務

2023(R5).4.1施行 (安衛則577条の3)

(3) リスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される濃度を最小限とする努力義務

(1)①のリスクアセスメント対象物以外の物質も、労働者がばく露される程度を、
(1)① i ~ ivの方法等で、最小限度にするように努めなければなりません。



1-3 皮膚等障害化学物質等 への直接接触の防止

SDSで確認



皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性または皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる化学物質と当該物質を含有する製剤を製造し、または取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、その物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。

努力義務 2023(R5).4.1施行

義務 2024(R6).4.1施行

(安衛則594条の2①)

これまでは、備え付けのみ規定
(安衛則594条)

① 健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者

▶ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等 適切な保護具を使用する



健康 障害のおそれ	2023(R5) 4.1		2023(R6) 4.1	
	ある		義務	
不明			努力義務	
ないことが明らか			(皮膚障害等防止用保護具の着用は不要)	

努力義務 2023(R5).4.1施行

(安衛則594条の3① 令和6年3月までは安衛則594条の2①)

② 健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者（①の労働者を除く）

▶ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等 適切な保護具を使用する



1-4 衛生委員会の付議事項の追加

- ① ② リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置、③ ④ 健康診断結果とその結果に基づく措置
① ③ リスクアセスメント対象物、② ④ リスクアセスメント対象物のうち濃度基準値設定物質

衛生委員会の付議事項に、1-2(1)と1-8(1)に関する
以下①～④の事項を追加し、化学物質の自律的な管理
の実施状況の調査審議を行うことを義務付けます※。

(安衛則22条⑪)

①に関する部分

2023(R5).4.1施行

②～④に関する部分

2024(R6).4.1施行

- ① 労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること
- ② 濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を濃度基準値以下とするために講ずる措置に関すること
- ③ リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露防止措置の一環として実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること
- ④ 濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること

今回の法令改正に関する内容の一部が、衛生委員会の付議事項
(衛生委員会で調査・審議しなければならない事項) に追加された。



※ 衛生委員会の設置義務のない労働者数50人未満の事業場も、労働安全衛生規則（安衛則）第23条の2に基づき、上記の事項について、関係労働者からの意見聴取の機会を設けなければなりません。



1-5 がん等の遅発性疾病 の把握強化



(改正の背景) 平成24年、大阪市の印刷会社(ジクロロプロパンを取り扱う)において胆管がんで死亡していた問題が発覚(これまでに、9人死亡)。平成28年、福井県の事業所(オルトートルイジンを取り扱う)において膀胱がんを発症したとして、7人が労災認定。他府県でも事例あり。当時、特定化学物質には指定されていなかった。

2023(R5).4.1施行 (安衛則97条の2)

化学物質を製造し、または取り扱う同一事業場で、1年以内に複数の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、その罹患が業務に起因する可能性について医師の意見を聴かなければなりません。

また、医師がその罹患が業務に起因するものと疑われると判断した場合は、遅滞なく、その労働者の従事業務の内容等を、所轄都道府県労働局長に報告しなければなりません。

(厚生労働省通達の抜粋) 本規定は、化学物質のばく露に起因するがんを早期に把握した事業場における**がんの再発防止**のみならず、国内の同様の作業を行う事業場における化学物質による**がんの予防**を行うことを目的として規定したものである。

退職者も含め10年以内に複数の者が同種のがんに罹患したことを把握した場合等、本規定の要件に該当しない場合であっても、それが化学物質を取り扱う業務に起因することが疑われると医師から意見があった場合は、本規定に準じ、都道府県労働局に報告することが望ましい。

本規定の「医師」には、産業医のみならず、定期健康診断を委託している機関に所属する医師や労働者の主治医等も含まれること。また、これらの適当な医師がいない場合は、各都道府県の産業保健総合支援センター等に相談することも考えられること。





1-6 リスクアセスメント結果等に関する記録の作成と保存

2023(R5).4.1施行 (安衛則34条の2の8)

リスクアセスメントの結果と、その結果に基づき事業者が講ずる労働者の健康障害を防止するための措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存しなければなりません。

ステップ1～3がRA。作業と危険源との関わりを調査し、リスクを低減する(できる)ことと残留リスクを整理する。

ステップ1 化学物質などによる危険性または有害性の特定

(法第57条の3第1項)

ステップ2

特定された危険性または有害性による
リスクの見積り

(安衛則第34条の2の7第2項)

ステップ3

リスクの見積りに基づく
リスク低減措置の内容の検討

(法第57条の3第1項)

ステップ4

リスク低減措置の実施

(法第57条の3第2項 努力義務)

ステップ5

リスクアセスメント結果の労働者への周知

(安衛則第34条の2の8)

リスクアセスメント



努力義務は令和5年3月まで。
令和5年4月から義務に。
(安衛則577条の2①)

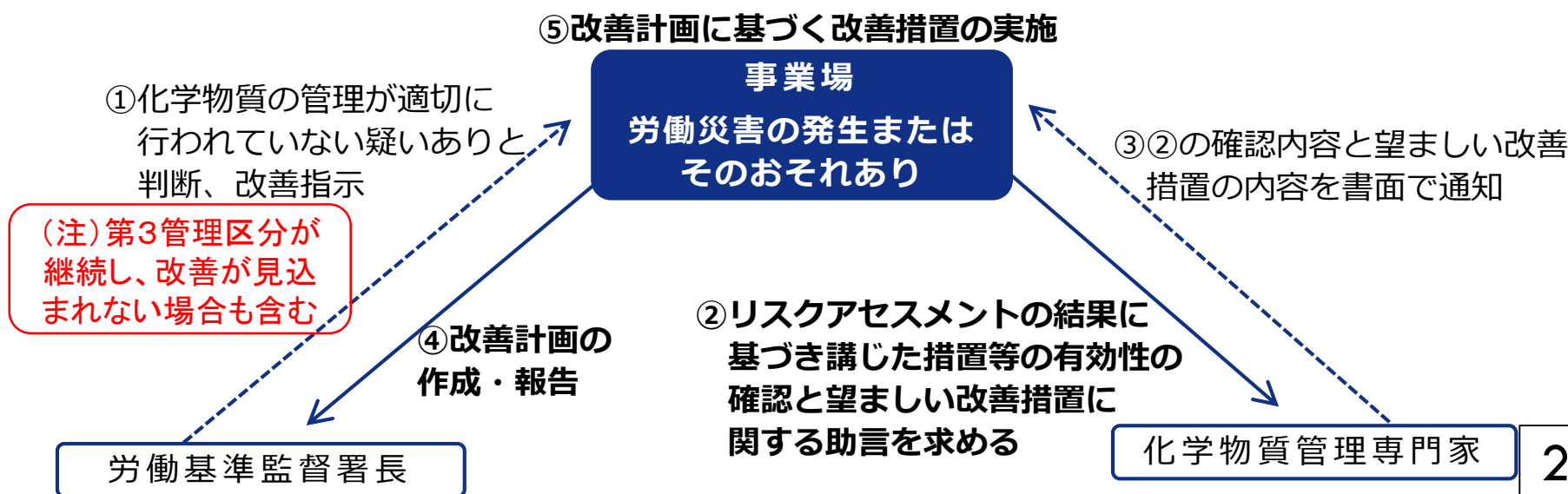
周知に加えて、記録を作成し、
次のリスクアセスメント実施
までの期間、保存が義務。



1-7 労働災害発生事業場等への 労働基準監督署長による指示

2024(R6).4.1施行 (安衛則34条の2の10)

- 労働災害の発生またはそのおそれのある事業場について、労働基準監督署長が、その事業場で化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると判断した場合は、事業場の事業者に対し、改善を指示することができます。
- 改善の指示を受けた事業者は、化学物質管理専門家（要件は厚生労働大臣告示で示す予定）から、リスクアセスメントの結果に基づき講じた措置の有効性の確認と望ましい改善措置に関する助言を受けた上で、1か月以内に改善計画を作成、労働基準監督署長に報告し、必要な改善措置を実施しなければなりません。





1-8 リスクアセスメント対象物に関する 事業者の義務

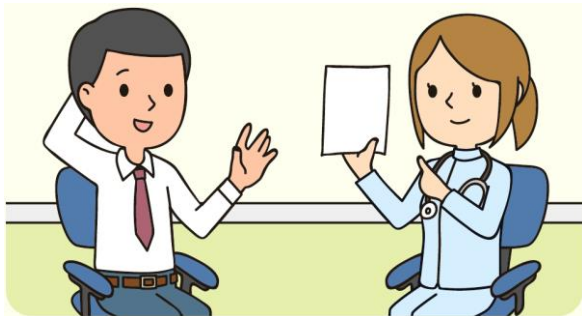
リスクアセスメント対象物健康診断

2024(R6).4.1施行 (安衛則577条の2③④⑤ ←令和6年3月までは別の規定になっている。)

(1) リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講じるばく露防止措置の一環としての健康診断の実施・記録作成等

↓ 具体的な内容は、まだ示されていません。

- ・ リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露防止措置の一環として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師等（医師または歯科医師）が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければなりません。



（厚生労働省通達の抜粋）本規定は、リスクアセスメント対象物について、一律に健康診断の実施を求めるのではなく、リスクアセスメントの結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、リスクの程度に応じて健康診断の実施を事業者が判断する仕組みとしたものであること。「必要があると認めるとき」に係る判断方法及び「医師又は歯科医師が必要と認める項目」は、別途示すところに留意する必要があること。

- ・ 1-2(1)②の濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等による健康診断を実施しなければなりません。
- ・ 上記の健康診断を実施した場合は、その記録を作成し、**5年間**（がん原性物質に関する健康診断は**30年間**）保存しなければなりません。

RA対象物健康診断 個人票（様式第24号の2）



1-8 リスクアセスメント対象物に関する 事業者の義務

リスクアセスメント対象物健康診断

様式第24号の2（第577条の2関係）（表面）

リスクアセスメント対象物健康診断個人票

氏 名		生 年 月 日	年	月	日	雇 入 年 月 日	年	月	日	
		性 別	男・女							
製造し、又は取り扱うリスクアセスメント対象物の名称										
医 師 又 は 歯 科 医 師 に よ る 健 康 診 断	健 康 診 断 実 施 者	医 師 ・ 歯 科 医 師								
	健 診 年 月 日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
	健 診 の 種 別	(第 項)	(第 項)	(第 項)	(第 項)	(第 項)	(第 項)	(第 項)	(第 項)	(第 項)
	医師又は歯科医師が必要と認める項目									
	医師又は歯科医師の診断									
	健康診断を実施した医師又は歯科医師の氏名									
医師又は歯科医師の意見										
意見を述べた医師又は歯科医師の氏名										
RA対象物健康診断 個人票(様式第24号の2)										

【安衛則第577条の2第5項,6項】
事業者は、リスクアセスメント対象物健康診断を行ったときは、リスクアセスメント対象物健康診断の結果に基づき個人票（様式第24号の2）を作成し、5年間（特別管理物質を含む「がん原性物質」である場合は30年間）保存しなければならない。

事業者は、リスクアセスメント対象物健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者については、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師等の意見を聴かなければならない。



1-8(2) がん原性物質の 作業記録の保存



対象は、RA対象物のうち
発がん性区分1に該当する
もの(令和4年12月26日告示)

2023(R5).4.1施行

(安衛則577条の2⑪ 令和6年3月までは③)

リスクアセスメント対象物のうち、労働者にがん原性物質を製造し、または取り扱う業務を行わせる場合は、その業務の作業歴を記録しなければなりません。

また、その記録を30年間保存しなければなりません。

胆管がん、膀胱がんなど
がん等の遅発性疾病が
後を絶たないため。

30年保存：特別管理物質等に限定 → **(対象拡大)** がん原性物質

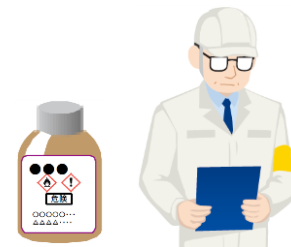
(厚生労働省通達の抜粋) 本規定におけるがん原性物質を製造し、又は取り扱う労働者に関する記録については、晩発性の健康障害であるがんに対する対応を適切に行うため、当該労働者が離職した後であっても、当該記録を作成した時点から30年間保存する必要があること。

「労働者の氏名、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間並びにがん原性物質により著しく汚染される事態が生じたときはその概要及び事業者が講じた応急の措置の概要」の記録に関し、従事した作業の概要については、取り扱う化学物質の種類を記載する、又はSDS等を添付して、取り扱う化学物質の種類が分かるように記録すること。また、出張作業で作業場所が毎回変わるものの、いくつかの決まった製剤を使い分け、同じ作業に従事しているのであれば、出張等の都度の作業記録を求めるものではなく、当該関連する作業を一つの作業とみなし、作業の概要と期間をまとめて記載することで差し支えないこと。



2-1 化学物質管理者の選任

(1) 選任が必要な事業場



2024(R6).4.1施行

(安衛則12条の5①)

氏名の周知(掲示など)も必要

リスクアセスメント対象物を製造、取り扱い、譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）

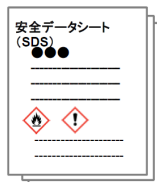
- ・ 個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場ごとに化学物質管理者を選任します。
- ・ 一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外です。
- ・ 事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能です。

(厚生労働省通達の抜粋)衛生管理者の職務は、事業場の衛生全般に関する技術的事項を管理することであり、また有機溶剤作業主任者といった作業主任者の職務は、個別の化学物質に関わる作業に従事する労働者の指揮等を行うことであり、それぞれ選任の趣旨が異なるが、化学物質管理者が、化学物質管理者の職務の遂行に影響のない範囲で、これらの他の法令等に基づく職務等と兼務することは差し支えないこと。

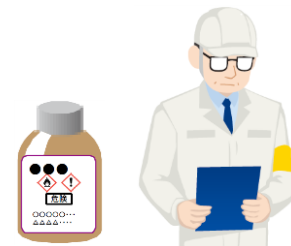
本規定の「リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う」には、例えば、リスクアセスメント対象物を取り扱う作業工程が密閉化、自動化等されていることにより、労働者が当該物にばく露するおそれがない場合であっても、リスクアセスメント対象物を取り扱う作業が存在する以上、含まれること。

職務 内容

- ・ ラベル・SDS等の確認、化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理
- ・ リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- ・ 化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存、労働者への周知、教育
- ・ ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）など



2-1 化学物質管理者の選任 (2) 選任の要件



2024(R6).4.1施行

(安衛則12条の5③)

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

化学物質の知識不足、管理不足も災害要因であるため。

(厚生労働省通達の抜粋)「厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習」は、厚生労働大臣が定める科目について、自ら講習を行えば足りるが、他の事業者の実施する講習を受講させることも差し支えないこと。

(化学物質を製造する事業場)

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者または同等以上の者(告示参照)
リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場	資格要件なし(専門的講習等の受講を推奨)

(化学物質を取り扱う事業場など)

等: 6時間講習(学科のみ) 令和4年9月7日 厚生労働省通達による

(厚生労働省通達の抜粋)「必要な能力を有すると認められる者」とは、安衛則第12条の5第1項各号の事項に定める業務(リスクアセスメントの業務)の経験がある者が含まれること。



	科目	時間
講義	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	2時間 30分
	化学物質の危険性又は有害性等の調査	3時間
	化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等	2時間
	化学物質を原因とする災害発生時の対応	30分
	関係法令	1時間
実習	化学物質の危険性又は有害性等の調査及び結果に基づく措置等	3時間

合計 12時間

免許(衛生工学 or 第一種衛生管理者)所持者は、3時間の科目免除が可能。



2-2 保護具着用管理責任者の選任

2024(R6).4.1施行

(安衛則12条の6)

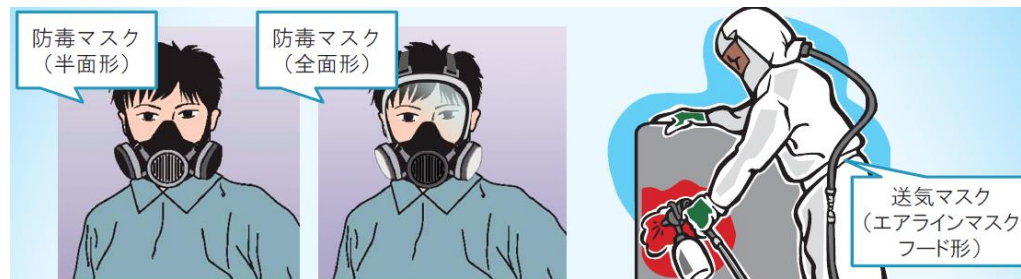
氏名の周知(掲示など)も必要

(1) 選任が必要な事業場

リスクアセスメントに基づく措置として
労働者に保護具を使用させる事業場

(2) 選任要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者



(厚生労働省通達の抜粋)「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」には、次に掲げる者が含まれること。なお、次に掲げる者に該当する場合であっても、別途示す保護具の管理に関する教育を受講することが望ましいこと。また、次に掲げる者に該当する者を選任することができない場合は、上記の保護具の管理に関する教育を受講した者を選任すること。

(①～③略)

④ 第一種衛生管理者免許、または衛生工学衛生管理者免許を受けた者

⑤ 作業主任者(有機溶剤、特定化学物質など)の資格を有する者

⑥ 安全衛生推進者講習を修了した者、安全衛生推進者の選任要件を満たす者

職務の実施に支障がない範囲内で、作業主任者等が保護具着用管理責任者を兼任しても差し支えないこと。

(3) 職務

有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他保護具の管理に関わる業務



2-3 雇い入れ時等教育の拡充

2024(R6).4.1施行

(安衛則35条)

雇入時等の教育のうち、特定の業種では一部教育項目の省略が認められていましたが、この省略規定を廃止します。危険性・有害性のある化学物質を製造し、または取り扱うすべての事業場で、化学物質の安全衛生に関する必要な教育を行わなければなりません。

(厚生労働省通達の抜粋)本規定の改正は、雇入れ時等の教育のうち本条第1項第1号から第4号までの事項の教育に係る適用業種を、全業種に拡大したもの。



すべての業種で 同じ内容に

2-4 職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大

2023(R5).4.1施行

(安衛法施行令19条)

安衛法第60条の規定で、事業者は、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導または監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないとされています。その対象業種に、以下の業種が追加されます。

- ・ 食料品製造業（食料品製造業のうち、一部はすでに職長教育の対象です。）
- ・ 新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業



職長
(現場監督者)



3-1 SDS等による通知方法の義務化

義務者：通知対象物を譲渡し、または提供する者（化学物質を製造する事業場など）

2022(R4).5.31(公布日)施行（安衛則24条の15，安衛則34条の2の3）

SDS情報の通知手段は、譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用できます。

この改正は、通知方法の柔軟化を行うものなので、従来の方法のままだでも問題ありません。

改正前

- ・文書の交付
- ・相手方が承諾した方法（磁気ディスクの交付、FAX送信など）

SDS(安全データシート)



事業者間の取引時に SDSを提供し、化学品の危険有害性や適切な取扱い方法等を伝達

改正後

通知の幅が 広がった

事前に相手方の承諾を得ずに、以下の方法で通知が可能

- ・文書の交付、磁気ディスク・光ディスクその他の記録媒体の交付
- ・FAX送信、電子メール送信
- ・ホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し、閲覧を求める



電子メール
の送信



HPのURLや
二次元コード
の伝達



3-2 SDS等の「人体に及ぼす作用」 の定期確認と更新

リスクの評価にあたって、
最も重要な情報であるため

義務者：通知対象物を譲渡し、または提供する者（化学物質を製造する事業場など）

2023(R5).4.1施行 （安衛則24条の15、安衛則34条の2の5）

SDSの通知事項である「人体に及ぼす作用」を、定期的に確認し、変更があるときは更新しなければなりません。更新した場合は、SDS通知先に、変更内容を通知することとします。

※ 現在SDS交付が努力義務となっている安衛則第24条の15の特定危険有害化学物質等も、同様の更新と通知が努力義務となります。

SDS(安全データシート)



事業者間の取引時に
SDSを提供し、化学
品の危険有害性や適
切な取扱い方法等を
伝達

5年以内ごとに1回、記載内容の変更の要否を確認

変更があるときは、確認後1年以内に更新

変更をしたときは、SDS通知先に対し、変更内容を通知

（厚生労働省通達の抜粋）SDS等を更新した場合の再通知の方法としては、各事業者で譲渡提供先に関する情報を保存している場合に当該情報を元に譲渡提供先に再通知する方法のほか、譲渡提供者のホームページにおいてSDS等を更新した旨を分かりやすく周知し、当該ホームページにおいて該当物質のSDS等を容易に閲覧できるようにする方法等があること。



電子メール
の送信



HPのURLや
二次元コード
の伝達



3-3 SDS等による通知事項の追加と含有量表示の適正化

義務者：通知対象物を譲渡し、または提供する者（化学物質を製造する事業場など）

2024(R6).4.1施行

（安衛則24条の15，安衛則34条の2の4，34条の2の6）

- SDSの通知事項に新たに「（譲渡提供時に）想定される用途及び当該用途における使用上の注意」が追加されます。
- SDSの通知事項である、成分の含有量の記載について、従来の10%刻みでの記載方法を改め、重量パーセントの記載が必要となります。

※ 製品により、含有量に幅があるものは、濃度範囲の表記も可能です。また、重量パーセントへの換算方法を明記していれば重量パーセントによる表記を行ったものとみなされます。

SDS(安全データシート)

安全データシート
(SDS)

事業者間の取引時に
SDSを提供し、化学
品の危険有害性及び適
切な取扱い方法等を
伝達

（厚生労働省通達の抜粋）法第57条の2第1項の規定により通知するSDS等における通知事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を追加したこと。また、安衛則第24条の15第1項の規定により通知を行うことが努力義務となっている特定危険有害化学物質等に係る通知事項についても、同事項を追加したこと。



3-4 化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化

2023(R5).4.1施行

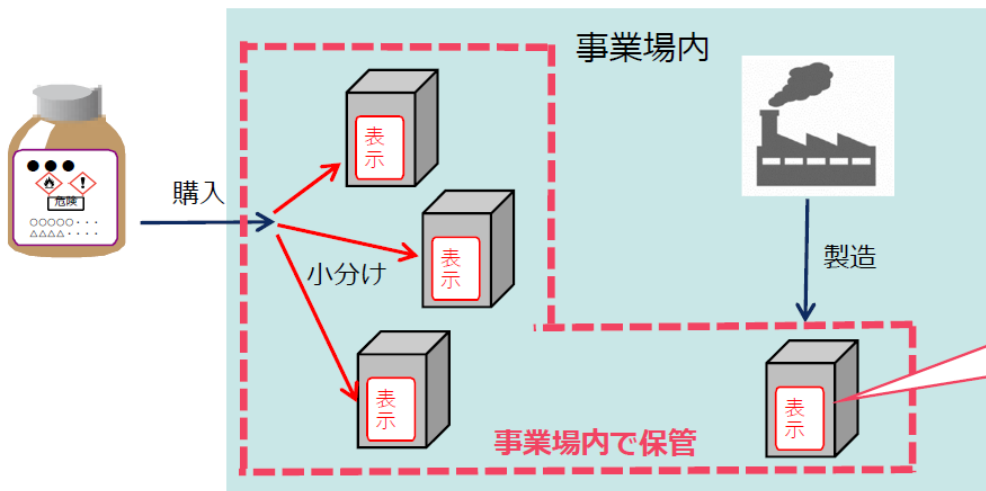
(安衛則33条の2)

その他の方法: 使用場所への掲示など

安衛法第57条で譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられている化学物質

(ラベル表示対象物) について、譲渡・提供時以外も、以下の場合はラベル表示・文書の交付
その他の方法で、内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達しなければなりません。

- ・ ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合
- ・ 自ら製造したラベル表示対象物を、容器に入れて保管する場合



小分け缶、小分け容器に表示がなく、
取り扱い時の注意事項がわからず、
災害が発生しているため。

要表示

当該物の①名称、
②人体に及ぼす
作用の2つを明
示する。



(厚生労働省通達の抜粋) 本規定は(中間略)保管を行う者と保管された対象物を取り扱う者が異なる場合の危険有害性の情報伝達が主たる目的であるため、対象物の取扱い作業中に一時的に小分けした際の容器や、作業場所に運ぶために移し替えた容器にまで適用されるものではないこと。



3-5 注文者が必要な措置を講じなければならない 設備の範囲の拡大

2023(R5).4.1施行

(安衛法31条の2, 施行令9条の3)

安衛法第31条の2の規定で、化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃等の仕事を外注する注文者は、請負人の労働者の労働災害を防止するため、化学物質の危険性と有害性、作業において注意すべき事項、安全確保措置等を記載した文書を交付しなければならないとされています。

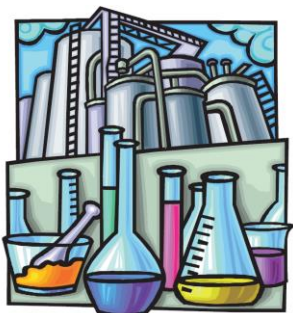
この措置の対象となる設備の範囲が広がり、化学設備、特定化学設備に加えて、SDS等による通知の義務対象物の製造・取扱設備も対象となります。

文書交付を義務とする対象設備を拡大

- ・ 化学設備（危険物製造・取扱い設備）
- ・ 特定化学設備（特定第2類物質・第三類物質製造・取扱い設備）

対象拡大

全てのGHS分類済み物質の
製造・取扱い設備



SDS(安全データシート)

安全データシート
(SDS)

事業者間の取引時に
SDSを提供し、化学
品の危険有害性や適
切な取扱い方法を
伝達



化学設備に限らず、SDS
等通知対象物を取り扱う
設備の改造、修理、清掃
において、請負会社が化
学物質の危険、有害性を
知らずに 災害、事故が
発生しているため



4 化学物質管理の水準が一定以上の事業場の 個別規制の適用除外

2023(R5).4.1施行

(有機則, 特化則, 鉛則, 粉じん則の各条文)

化学物質管理の水準が一定以上であると所轄都道府県労働局長が認定した事業場は、その認定に関する特別規則（特定化学物質障害予防規則等）について個別規制の適用を除外し、特別規則の適用物質の管理を、事業者による自律的な管理（リスクアセスメントに基づく管理）に委ねることができます。

＜認定の主な要件＞（厚生労働省通達の抜粋）

①認定を受けようとする事業場に、専属の化学物質管理専門家（労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）として5年以上の実務経験、作業環境測定士として6年以上の実務経験＋講習、その他）が配置されていること。

・専属の化学物質管理専門家については、作業場の規模や取り扱う化学物質の種類、量に応じた必要な人数が事業場に専属の者として配置されている必要があること。

過去3年間に、②化学物質等による休業4日以上労働災害が発生していないこと。

③作業環境測定の結果が、すべて第一管理区分であったこと。

④特殊健康診断の結果、新たに異常所見があると認められた労働者がいなかったこと。

・事業場に属さない化学物質管理専門家から、リスクアセスメントの結果やその結果に基づき事業者が講ずる労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置の内容に対する評価を受けた結果、当該事業場における化学物質による健康障害防止措置が適切に講じられていると認められることを求めるものであること。

・3年以内ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効果を失うものであること。適用（更新）については、過去3年間、申請に係る当該物質に係る作業環境測定の結果に基づく評価が、第一管理区分に相当する水準を維持していることを何らかの手段で評価し、その評価結果について、当該事業場に属さない化学物質管理専門家の評価を受ける必要があること。

・その他、認定要件に該当しなくなった際の遅滞なき報告義務、局長による認定取り消しに関する規定など。



化学物質管理専門家の要件（令和4.9.7告示）

（※ 有機溶剤、特定化学物質、鉛を取り扱う場合）

- ① 労働衛生コンサルタント（労働衛生工学に限る。）＋5年以上化学物質の管理業務に従事。
- ② 作業環境測定士 ＋ 6年以上測定士としての業務に従事 ＋ 国が定める講習の修了者
- ③ 衛生工学衛生管理者の免許 ＋ その後8年以上衛生に係る技術的事項で、衛生工学に関する管理業務に従事（※厚生労働省パブリックコメント抜粋：衛生工学衛生管理者は、労働者が500人を超え、かつ有害業務に常時30人以上の労働者を従事させている事業場において選任が義務付けられるものであるため、8年間の実務経験により、化学物質の管理に関する知識を蓄えることができる。）
- ④ その他同等以上の能力を有する者（C I H労働衛生コンサルタント、作業環境測定インストラクター認定者など。）

適用除外の要件の1つとして、事業場に専属の専門家が配置されていること ＋ 事業場に属さない外部の専門家から、リスクアセスメントの結果等について評価を受けることなどが必要となっている。



5 ばく露の程度が低い場合における 健康診断の 実施頻度の緩和

2023(R5).4.1施行

(有機則, 特化則, 鉛則等の各条文)

じん肺健診は、従来どおり。
(異常がなければ3年に1回)

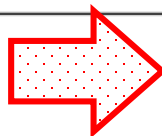
有機溶剤、特定化学物質（特別管理物質等を除く）、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合には、事業者は、その実施頻度（通常は6月以内ごとに1回）を **1年以内ごとに1回** に緩和できます。

現行

改正

特殊健診の
実施頻度

6月以内に1回実施



リスクに応じて、
(区分1) **1年以内に1回実施**
(区分2) 6月以内に1回実施



要件		実施頻度
以下のいずれも満たす場合（区分1） ①当該労働者が作業する単位作業場所における直近3回の作業環境測定結果が第一管理区分に区分されたこと。 （※四アルキル鉛を除く。） ②直近3回の健康診断において、当該労働者に新たな異常所見がないこと。 ③直近の健康診断実施日から、ばく露の程度に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないこと。		次回は1年以内に1回 （実施頻度の緩和の判断は、前回の健康診断実施日以降に、左記の要件に該当する旨の情報が揃ったタイミングで行う。）
上記以外(区分2)		次回は6月以内に1回

施行日(令和5年4月)前に実施された作業環境測定結果、特殊健診結果を含んで判断して差し支えない。

(厚生労働省通達の抜粋)・労働者ごとに行う必要があること。健康診断の実施頻度を緩和するに当たっては、労働衛生に係る知識又は経験のある医師等の専門家の助言を踏まえて判断することが望ましい。
・危険有害性が特に高い製造禁止物質(石綿等)及び特別管理物質(エチルベンゼン、スチレン、コバルト、ジクロロメタン、RCF、MOCA、コールタール、ホルムアルデヒド、その他)に係る特殊健康診断については実施頻度の緩和の対象とはならないこと。なお、労働基準監督署等に対して届出等を行う必要はないこと。



5 ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和（続き）

（検討会報告書の抜粋）海外の動向調査によれば、有害物へのばく露の可能性のある労働者への健診は「1年～2年以内ごとに1回」が主流であり、（中間略）近年の職場環境の改善や、業種・作業によっては取扱量が極めて少ない場合があるなど、ばく露が著しく低い労働者に対して、必要以上に健康診断が実施されている可能性がある（以下略）

（厚生労働省パブリックコメントの抜粋）・特殊健康診断の実施頻度緩和に係る要件については、施行日前（令和5年4月1日より前）に実施された作業環境測定の評価結果及び健康診断の結果を含んで判断して差し支えありません。

注意：特別管理物質等は、緩和できません！

（エチルベンゼン、スチレン、コバルト、ジクロロメタン、RCF、MOCA、コールタール、ホルムアルデヒド、MIBK、他）

【緩和の要件】

- ① 当該労働者が作業する単位作業場所における直近3回の作業環境測定結果が第一管理区分に区分されたこと。
- ② 直近3回の健康診断において、当該労働者に新たな異常所見がないこと。
- ③ 直近の健康診断実施日から、ばく露の程度に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないこと。

※ 健康診断の実施頻度を緩和するに当たっては、労働衛生に係る知識又は経験のある医師等の専門家の助言を踏まえて判断することが望ましい。



労働者ごとに判断すること

6 作業環境測定結果が第3管理区分の事業場に対する措置の強化（1）

2024(R6).4.1施行

（有機則，特化則，鉛則，粉じん則の各条文）

（1）作業環境測定の評価結果が第3管理区分に区分された場合の義務

① 当該作業場所の作業環境の改善の可否と、改善できる場合の改善方策について、外部の作業環境管理専門家の意見を聴かなければなりません。

※ 作業環境管理専門家の意見を聴き、それに基づく改善措置等を実施してもなお、第3管理区分になれば、定期的な測定等が必要になる。

（新規則の要旨）1回目の測定で第3管理区分と判定された後に措置を講じていないこと、再測定していないことにより、第1または第2管理区分となっていない場合も、意見聴取が必要になります

② ①の結果、当該場所の作業環境の改善が可能な場合、必要な改善措置を講じ、その効果を確認するための濃度測定を行い、結果を評価しなければなりません。

作業環境測定及び結果の評価

1回目の測定

第3管理区分

改善措置の実施及び措置効果確認

※ 再測定

第3管理区分
（改善できず）

改善可能
と判断

改善の可否を※
作業環境管理専門家に意見聴取

改善措置の実施

改善措置効果確認

第3管理区分
（改善できず）

改善困難
と判断

呼吸用保護具による
ばく露防止対策の徹底





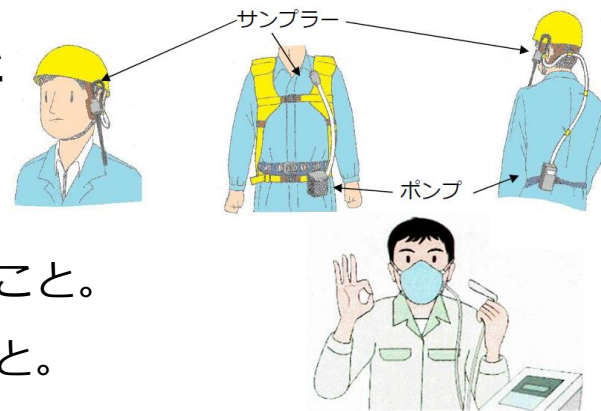
6 作業環境測定結果が第3管理区分の事業場に対する措置の強化（2）

2024(R6).4.1施行

（有機則，特化則，鉛則，粉じん則の各条文）

(2) (1)①で作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合と測定評価の結果が第3管理区分に区分された場合の義務

- ① 個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。
- ② ①の呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。
- ③ 保護具着用管理責任者を選任し、(2)と(3)の管理、特定化学物質作業主任者等の職務に対する指導（いずれも呼吸用保護具に関する事項に限る。）等を担当させること。



（注）第3管理区分における保護具着用管理責任者は、作業主任者と兼務できない。

- ④ (1)①の作業環境管理専門家の意見の概要と、(1)②の措置と評価の結果を労働者に周知すること。
- ⑤ 上記措置を講じたときは、遅滞なくこの措置の内容を所轄労働基準監督署に届け出ること。

（厚生労働省通達の抜粋）有効な呼吸用保護具の選定にあたっての対象物質の濃度の測定において、個人サンプリング測定等により行い、その結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を選定する趣旨である。



6 作業環境測定結果が第3管理区分 の事業場に対する措置の強化（3）

2024(R6).4.1施行

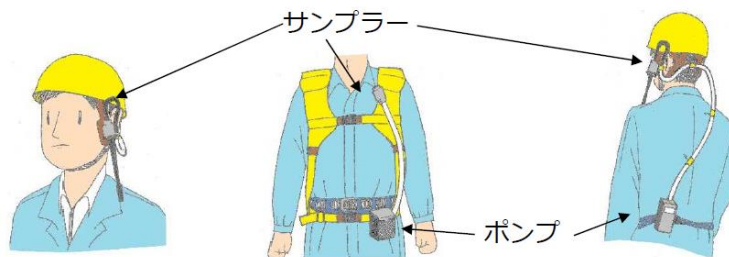
（有機則，特化則，鉛則，粉じん則の各条文）

（3）（2）の場所の評価結果が改善するまでの間の義務

（注）改善するまでの間、① ② が必要

「等」には、個人ばく露測定が含まれるが、個人ばく露測定は6か月ごとの作業環境測定と兼ねることができない。

- ① 6か月以内ごとに1回、定期的に、個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。



- ② 1年以内ごとに1回、定期的に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。



（厚生労働省通達の抜粋）・本規定は、作業環境管理専門家の意見に基づく改善措置等を実施してもなお、第三管理区分に区分された場所について、化学物質等へのばく露による健康障害から労働者を守るため、定期的な測定を行い、その結果に基づき労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる等の必要な措置の実施を義務付ける趣旨であること。



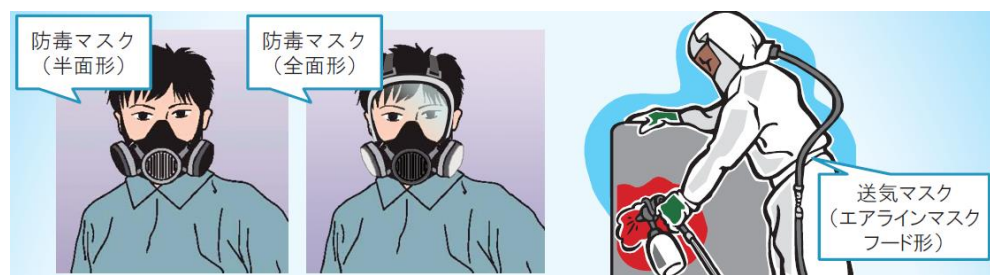
6 作業環境測定結果が第3管理区分 の事業場に対する措置の強化（4）

2024(R6).4.1施行

（有機則，特化則，鉛則，粉じん則の各条文）

(4) その他

- ① 作業環境測定の結果、第3管理区分に区分され、上記(1)(2)の措置を講ずるまでの間の
応急的な呼吸用保護具についても、有効な呼吸用保護具を使用させること。



防じんマスク		
【取り替え式・全面形面体】	【取り替え式・半面形面体】	【使い捨て式】
電動ファン付き呼吸用保護具		
【全面形面体】	【半面形面体】	

測定結果等の保存（3年、7年、30年）

- ② (2)①と(3)①で実施した個人サンプリング測定等による測定結果、測定結果の評価結果を
保存すること（粉じんは7年間、クロム酸等は30年間）。
- ③ (2)②と(3)②で実施した呼吸用保護具の装着確認結果を3年間保存すること。



制度の内容・職場の化学物質管理 に関する相談窓口



職場における化学物質管理に関する以下のような相談にお応えする窓口を設置しています。

- ・ 制度の内容に関する相談
- ・ 職場で使用する化学物質のラベルやSDSに関すること
- ・ リスクアセスメントの実施方法等

事業者のための化学物質管理無料相談窓口（テクノヒル株式会社 化学物質管理部門）

電話 **050-5577-4862** FAX: 03-5642-6145

受付時間 平日 10:00～17:00（12:00～13:00を除く）

※ 土日祝日・国民の休日・年末年始を除く

開設期間 2022年4月1日～2023年3月17日（以降の開設期間とお問い合わせ先は未定）

メールでのお問い合わせも受け付けています。

詳しくはテクノヒル株式会社のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.technohill.co.jp/telsoudan/>

厚生労働省の
委託事業



・ 法令について不明点があれば、所轄の
労働基準監督署（大津、彦根、東近江）
または労働局にお問い合わせください。

令和5年1月5日現在 公表されている内容です。
最新の内容は、厚生労働省ホームページでご確認ください。

【※資料、イラストは厚生労働省及びイラストやHPから引用】